別紙様式4

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）		提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限					うち農林水産省出身者				
1	LAN用パーソナルコンピュータ（平成16年度上期導入）	支出負担行為担当官　北海道農政事務所長　大杉武博 食料安定供給特別会計支出負担行為担当官　北海道農政事務所長　大杉武博	札幌市中央区北4条西17－19－6	平成22年4月1日	東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	予決令第102条の4第4号（ロ）（有利随意契約）	本契約により調達しようとするパソコン等は平成22年3月末をもって賃貸借契約が満了する賃貸借物品であり、これらの物品を平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間再リースの契約締結を行えば、賃貸借料が1/12程度になるなど、新規調達を行うより安価に契約できる。仮に新規調達を行うと賃貸借期間が短いため賃貸借料が高くなることが予想されるため、現行の賃貸人である東京センチュリーリース（株）と引続き契約することが国にとって有利と考えられる。	－	－	－	2,960,496	－	－	－	1	0	－	－